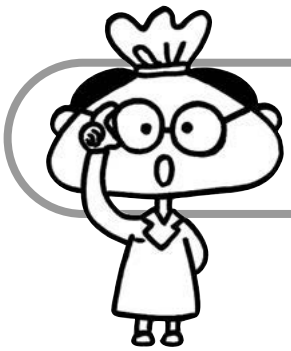

# ⑬ 納税地はどこですか？

この章では、消費税を納めるべき「納税地」の、国内取引と輸入取引の場合について説明します。

## 1. 国内取引の納税地

国内取引についての消費税及び地方消費税の納税地は次のとおりです。

| 事業者 | 条　件 (注1) | | 納税地 |
|---|---|---|---|
| 個人事業者 | 国内に住所を有する場合 | → | 住所地 |
| | 国内に住所を有せず、居所を有する場合 | → | 居所地 |
| | 国内に住所及び居所を有せず、事務所等を有する場合 | → | 事務所等の所在地 (注2) |
| 法人 | 内国法人の場合 | → | 本店又は主たる事務所の所在地 |
| | 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人の場合 | → | 事務所等の所在地 (注2) |

注1　国内に住所及び居所（事務所等を除きます。）がない個人事業者又は国内に本店若しくは事務所がない法人については、納税管理人を選任する必要があります。

注2　2以上ある場合は主たるものの所在地。

## 2. 輸入取引の納税地

保税地域から引き取られる外国貨物についての消費税及び地方消費税の納税地は、保税地域の所在地となります。(注3)

### もっとくわしく

**こんな場合の納税地は……**

- 個人事業者が所得税法の規定 (注4) により、住所地に代えて、居所地又は事務所等の所在地を納税地として選択した場合には、消費税及び地方消費税もその選択した居所地又は事務所等の所在地が納税地になります。
- 消費税及び地方消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長 (注5) は、適当とする納税地を指定することができます。
- 法人は、資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の納税地に異動があった場合は、異動があった後遅滞なく、異動前の納税地の所轄税務署長に「法人の消費税異動届出書」を提出することとされています（参照→P62注10）。
- 個人事業者は、資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の納税地の異動に係る「消費税異動届出書」の提出は不要です。
  なお、納税地に異動があった場合は、確定申告時に、異動後の納税地を消費税の申告書に記載し、異動後の納税地の所轄税務署長に提出することとされています。
  また、国税当局からの各種送付文書の送付先の変更等のため、異動後の納税地の所轄税務署長に年の途中で「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することもできます。
- 相続があった場合の被相続人（亡くなられた方）の資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の納税地は、相続人の納税地ではなく、その被相続人の納税地となります。

注3
関税法第67条の19の規定の適用を受けて輸入申告をする課税物品に係る納税地は、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地となります。

注4
納税地の特例。

注5
指定されるべき納税地が所轄国税局長の管轄区域以外の地域にある場合は、国税庁長官。